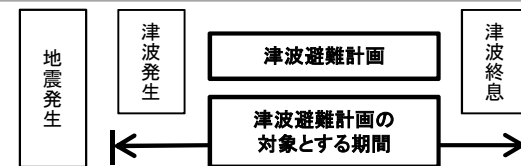


男鹿市津波避難計画の概要

第1章 総則

- 本計画は、**津波から住民等の生命、身体の安全を確保するための避難対策を定めることを目的とし、津波に関する緊急避難対策のみを適用範囲**とする。
- 本計画が対象とする期間は、地震が発生又は**大津波警報・津波警報・津波注意報**が発表された直後から、**津波が終息するまでの概ね数時間～数十時間の間**とする。
- 本計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正する。

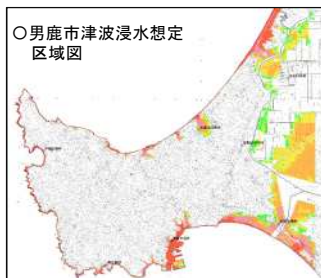


第2章 津波避難計画

- ◆平成27年度、秋田県は津波浸水想定調査を実施し、この結果を基に**避難対象地域(浸水区域)、避難困難地域を抽出**した。
- ◆**避難する際の目標地点**を避難対象地域内にあるが浸水しない階を持つ避難所(場所)や津波避難ビル及び避難対象地域外へ設定するとともに避難する際の**避難方向も設定**した。

- ◆避難可能距離(範囲)については下記のように設定した。

○避難可能距離＝歩行速度×避難可能時間(津波到達予想時間－避難開始時間)
①避難開始時間 5分 ②避難限界距離(徒歩) 1,000m
③歩行速度 1.0m/秒(健康者) 0.5m/秒(避難行動要支援者)



○男鹿市津波浸水想定区域図

- ◆避難困難地域については下記のように設定した。

○避難困難地域＝避難対象地域－避難可能距離(範囲)

- ◆避難困難地域は下記のとおりである。

脇本脇本字脇本(一部)～脇本脇本字下谷地(一部)、戸賀加茂青砂字鴨(一部)～戸賀加茂青砂字向山、戸賀浜塩谷字大水沢～戸賀塩浜字壺ヶ沢、戸賀戸賀字長者森～戸賀戸賀字小沢

※避難行動要支援者のみに該当する地域

船川港棧字中山(一部)、脇本脇本字脇本(一部)～脇本脇本字下谷地(一部)、船越字内子(内子団地一部)、船越字堂ノ前(一部)

○津波到着予想時間

・船川: 28分
・女川: 18分
・棧: 16分
・脇本: 28分
・船越: 30分
・五里合: 22分
・男鹿中: 20分
・北浦: 18分
・入道崎: 12分
・加茂: 12分
・戸賀: 8分

- ◆**避難困難地域の対策**として、ソフト面は**避難開始時間を早め、避難速度を上げる**こと。これらでかなりの避難困難地域は解消できると考える。またハード面については新たな施設整備について検討していく。

- ◆**避難路・避難経路の設定**については、必ずしも避難目標地点までの最短な道のりが“安全”な経路とは限らないため、**最短経路を参考にしつつ、最悪な事態も想定し、複数の避難路を設定**しておく。
また、**避難の方法は原則徒歩**とするが、**徒歩による避難が困難な地域や避難行動要支援者などに限定して、自動車避難も考慮**する必要がある。

第3章 初動体制

- ◆男鹿市地域防災計画に基づき、地震(津波)の規模に応じて、**男鹿市災害対策本部**、又は、**男鹿市災害対策警戒部**、若しくは、**男鹿市警戒準備室**を設置する。

- ◆避難広報等の防災業務に従事する者が、津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、**津波到着予想時間、出動時間、退避時間等を考慮して退避ルールを確立**する。

- ◆大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合、市職員、消防署及び消防団は次の箇所で**海面の監視を行う**。

男鹿地区消防署(通信指令課室内)・門前駐車場・脇本城跡・安田町内会館・男鹿地区消防署北分署
加茂青砂神社・国土地理院験男鹿験潮場(観測データの情報収集)

第4章 避難指示の発令

- ◆気象庁から大津波警報が発表されたとき、若しくは、市長が必要と判断したときに以下の地域へ**避難指示を発令**する。(基本的には避難指示のみを発令)

○大津波警報・津波警報の場合 ⇒秋田県津波浸水想定(平成27年度)の津波により浸水が想定される地域
○津波注意報の場合 ⇒海岸堤防等より海側の地域(海水浴客、漁業・港湾施設従事者等を対象)

- ◆避難指示を行う場合、**防災行政無線の吹鳴、防災情報メール、消防本部・消防団の広報車の活用、関係機関への電話連絡、拡声器等により情報を伝達**する。

※サイレンの鳴り方
(大津波警報)



3秒 サイレン音 ... 2秒 無音 ... ×3 ⇒ 避難音声

第5章 平常時の津波防災教育・啓発

- ◆市では、住民等の**防災意識向上を図るため、以下の教育、啓発活動等**を行う。

・津波に対する心得、避難場所の確認等の教育
・ハザードマップの作成・配布
・ハザードマップや津波に関する資料等のホームページへの掲載
・津波避難場所誘導看板等の設置
・自主防災組織の育成
・防災リーダーの育成



第6章 津波避難訓練の実施

- ◆市は、住民・自主防災組織・関係機関等が参加する**総合防災訓練を1年に1回以上開催し、円滑な避難と津波対策の問題点の検証**等を行う。

- ◆市、消防署は、各地区の自主防災組織が**津波避難訓練を実施するよう働きかけるとともに、必要な資機材の提供**等を行い、支援する。

第7章 要配慮者等の避難対策

- ◆要配慮者の支援は、次により行う。

①社会福祉施設等の避難対策

市、福祉施設管理者及び関係機関は、避難生活にある社会福祉施設等の施設利用者の精神的、身体的及び社会的特性に配慮した**災害情報等の的確な伝達手段の確立**に努める。また、社会福祉施設等の施設利用者の中には避難行動をとることができる者もいるため、**市は多様な情報伝達の手段を用い、避難支援等関係者の負担軽減**に努める。

②在宅者

安否確認、避難誘導及び救助について、**各地区の自主防災組織等の協力を得て、安全かつ迅速**に行えるように努める。

- ◆観光客・港湾従事者等の避難誘導については、津波避難場所誘導看板等の設置やハザードマップ及び緊急避難場所等をホームページに掲載するほか、避難訓練を行い、円滑な避難経路の確認や避難場所の周知等を図る。